

議案第 6 7 号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「扶養親族等」を「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。））」に、「扶養義務者」を「者若しくはその者の配偶者の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。））」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 5 9 号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 5 0 年政令第 2 0 7 号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」

という。）」に改め、「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項ただし書中「、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定の例によるものとし」を削り、「前項第3号」を「前項第1号」に、「前項第4号」を「前項第2号」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和6年8月1日から適用し、第5条第1項第1号を削る改正規定は、令和6年10月1日から適用する。